

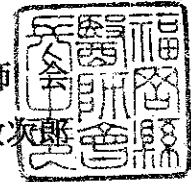


福岡医発第 223 号 (地)

平成15年4月25日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師
会長 関 原 敬 次



転換型介護老人保健施設に係る医療法上の取扱いについて

標記の件につきまして、厚生労働省医政局総務課長並びに厚生労働省医政局指導課長連名より日本医師会を通じ、別添のとおり通知がありましたので、お知らせいたします。

本通知は、既設の病院の療養病床等の転換により介護老人保健施設を開設する場合の施設および設備基準の特例が定められたことを受けて、その特例の対象となる介護老人保健施設（転換型介護老人保健施設）の医療計画上の取扱いについて医療法施行規則の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、その改正省令の趣旨、内容および今後の運用の留意点を示したものであります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、貴会会員へ周知方よろしくお願い申し上げます。

記

1. 既存の病床数の算定に当たって、転換型介護老人保健施設に限り、その入所定員数については、当分の間（今年度開催予定の医療計画の見直し等を行うための検討会で検討され、それを受けて医療法施行規則の改正がなされるまでの間）既存の病床数として算定されること。
2. 病院の病床を全部転換する場合は病院の廃止手続きを、一部を転換する場合には変更の許可や変更の届出を要すること。
3. 転換型介護老人保健施設を再び病院の病床に転換しようとする場合は、全て転換したものは新規の病院の開設の許可が必要であり、また、一部転換の場合には新規の増床の許可が必要であり、その許可は医療計画に基づき行われるものであること。
(基準病床数を上回っている地域では勧告の対象となる)



(地Ⅰ 16)

平成15年4月16日

都道府県医師会

担 当 理 事 殿

日本医師会 常任理事

櫻 井 秀 也



転換型介護老人保健施設に係る医療法上の取扱について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

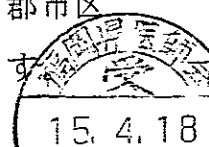
今般、厚生労働省医政局総務課長並びに指導課長連名で各都道府県医政主管部（局）長宛てに標記の通知が発出されましたので、その写しをお送りいたします。

既設の病院の療養病床等の転換により介護老人保健施設を開設する場合の施設および設備基準の特例が定められたことを受けて、その特例の対象となる介護老人保健施設（転換型介護老人保健施設）の医療計画上の取扱について医療法施行規則の一部を改正する省令が公布されました。

本通知は、その改正省令の趣旨、内容および今後の運用の留意点を示したものであり、その主な内容は次のとおりです。

- ① 既存の病床数の算定に当たって、転換型介護老人保健施設に限り、その入所定員数については、当分の間（今年度開催予定の医療計画の見直し等を行うための検討会で検討され、それを受けて医療法施行規則の改正がなされるまでの間）、既存の病床数として算定されること。
- ② 病院の病床を全部転換する場合は病院の廃止手続きを、一部を転換する場合には変更の許可や変更の届出を要すること。
- ③ 転換型介護老人保健施設を再び病院の病床に転換しようとする場合は、全て転換したものは新規の病院の開設の許可が必要であり、また、一部転換の場合には新規の増床の許可が必要であり、その許可は医療計画に基づき行われるものであること。（基準病床数を上回っている地域では勧告の対象となる。）

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴会管下郡市区医師会等への周知方につき、ご高配賜わりますようお願い申し上げます。



15.4.18



医政総発第0331003号

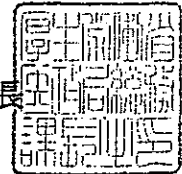
医政指発第0331002号

平成15年3月31日

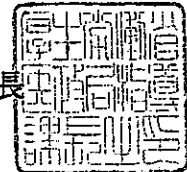
社団法人日本医師会

常務理事 櫻井 秀也 殿

厚生労働省医政局総務課長



厚生労働省医政局指導課長



転換型介護老人保健施設に係る医療法上の取扱について

厚生労働行政の推進につきましては、平素より格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記について、今般、別添のとおり各都道府県医政主管部（局）長に対して通知を発出しましたので、御了知ください。

医政総発第0331002号

医政指発第0331001号

平成15年3月31日

各都道府県医政主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局総務課長

厚生労働省医政局指導課長

転換型介護老人保健施設に係る医療法上の取扱について

今般、既設の病院の療養病床等の転換により介護老人保健施設を開設する場合の施設及び設備基準の特例を定める「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の一部を改正する省令」（平成15年厚生労働省令第13号。別紙1）の施行に伴い、当該特例の対象となる介護老人保健施設（以下「転換型介護老人保健施設」という。）の医療計画上の取扱について、医療法施行規則の一部を改正する省令（平成15年厚生労働省令第14号。以下「改正省令」という。）が別紙2のとおり公布され、本年4月1日に施行することとされたところである。

ついては、改正省令の趣旨、内容及び今後の運用上の留意点は下記のとおりであるので、貴職におかれては、その運用に遺憾のないよう期されたい。

なお、本件については、別紙3のとおり、厚生労働省老健局計画課長、振興課長及び老人保健課長から「転換型介護老人保健施設に係る施設及び設備基準の特例について」（平成15年3月3日付け老計発第0303001号・老振発第0303001号・老健発第0303002号）により各都道府県介護保険主管部（局）長宛に通知されているので念のため申し添える。

記

第1 改正の趣旨

転換型介護老人保健施設を開設する場合の施設及び設備基準について一定期間の特例措置が設けられたことに伴って、医療計画制度に関して、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下「規則」という。）第2条の2及び第30条の33第1項第3号に規定する既存の病床数等の補正に関して、所要の改正を行うものであること。

なお、転換型介護老人保健施設の対象、特例の内容等については、別紙1を参照されたいこと。

第2 改正の内容

- 1 既存の病床数の算定に当たって、転換型介護老人保健施設の入所定員については、当分の間、既存の病床数として算定することとされたこと。
- 2 この取扱は、転換型介護老人保健施設に限るものであって、その他の介護老人保健施設については、従前のとおり取り扱われたいこと。

なお、介護老人保健施設の入所定員に関する従前からの取扱いについては、次に掲げるとおりであること。

- (1) 介護老人保健施設の入所定員は、規則第2条の2及び第30条の3第1項第3号の規定により、介護老人保健施設の入所定員数に0.5を乗じて得た数を療養病床又は一般病床に係る既存の病床数として算定することとされていること。
- (2) ただし、平成3年6月26日以後に開設又は入所定員の増加に係る変更の許可を受けた介護老人保健施設の入所定員（入所定員の増加に係る変更の場合は、当該増加部分に限る。）は、規則附則第48条第1項の規定により、当分の間、既存の病床数として算定しないこととされていること。
- 3 介護老人保健施設の入所定員の取扱については、本年の早期に設置予定である医療計画の見直し等を行うための検討会において検討し、見直す予定であり、今回の取扱いはそれまでの間の暫定的な取扱いとするものであること。

第3 病院の病床の転換する場合の医療法上の手続等

1 転換の手続

- (1) 病院の病床の全部を転換する場合には、医療法（昭和23年法律第205号。第3の3及び第4において「法」という。）第9条第1項に基づく廃止の届出を要すること。
- (2) 病院の病床の一部を転換する場合には、規則第1条第3項に定める事項については変更の許可、同条第4項に定める事項については変更の届出を要すること。

2 転換型介護老人保健施設と病院又は診療所を併設する場合

転換型介護老人保健施設と病院又は診療所を併設する場合には、「病院又は診療所と老人保健施設又は特別養護老人ホームを併設する場合等における医療法上の取扱いについて」（昭和63年1月20日付け健政発第23号）に掲げる事項に留意する必要があること。

3 再転換の手続等

転換型介護老人保健施設を再び病院の病床に転換しようとする場合の手続は、法第7条に基づき、1（1）に該当する施設については新規の病院の開設の許可を、1（2）に該当する施設については新規の増床の許可を、それぞれ要するものであるが、当該許可は、医療計画に基づき行われるものであること。

第4 介護保険主管部（局）との協議について

転換型介護老人保健施設の開設につき法に基づく許可等を行うに当たっては、介護保険主管部（局）と十分に協議の上、取り扱うこととすること。

○厚生労働省令第十三号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第九十七条第一項及び第三項の規定に基づき、介護老人保健施設（平成九年法律第二百二十三号）第九十七条第一項及び第三項の規定に基づき、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十五年二月二十四日

厚生労働大臣 坂口 力

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の一部を改正する省令（平成十一年厚生省令第四十号）

の一部分を次のように改正する。

附則第七條の次に次の五條を加える。

第八條 平成十四年四月一日において現に医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七條第一項の開設計の許可を受けている病院の建物（平成十四年四月一日において現に存するもの）（基本的な構造設備が完成しているものを含む、平成十四年四月二日以降に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）に限る。内の同條第二項第四号に規定する療養病床若しくは同項第五号に規定する一般病床又は医療法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第四十一号）附則第二條第三項第四号に規定する経過措置の旧その他の病床若しくは同項第五号に規定する経過措置の旧療養型病床群に係る病床を転換して平成十八年三月三十一日までに開設され、又は増設される介護老人保健施設（以下「病床転換による介護老人保健施設」という。）の療養室（当該転換に係る部分に限る。）について、第三條第二項第一号口の規定を適用する場合においては、同号口中「とすること」とあるのは、「とすること。ただし、療養室が談話室に近接して設けられている場合における当該療養室の入所者一人当たりの床面積は、八平方メートルから当該談話室の面積を当該談話室に近接して設けられているすべての療養室の定員数で除した面積を減じた面積以上とする」とする。

第九條 病床転換による介護老人保健施設（次條に規定するものを除く。）の療養室（当該転換に係る部分に限る。）について、当該転換に係る法第九十四條第一項又は同條第二項の許可（次條及び附則第三條において「開設許可等」という。）を受けた日から起算して五年を経過する日までの間に第三條第二項第一号口の規定を適用する場合においては、前條の規定にかかわらず、第三條第二項第一号口中「八平方メートル」とあるのは、「六・四平方メートル」とする。

第十條 病床転換による介護老人保健施設（医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成十三年厚生労働省令第八号）附則第六條の規定の適用を受けている病床を転換して開設され、又は増設されるものに限る。）の療養室（当該転換に係る部分に限る。）について開設許可等を受けた日から起算して五年を経過する日までの間に第三條第二項第一号口の規定を適用する場合においては、附則第八條の規定にかかわらず、第三條第二項第一号口中「八平方メートル」とあるのは、「六平方メートル」とする。

第十一條 病床転換による介護老人保健施設の機能訓練室（当該転換に係る部分に限る。）について、開設許可等を受けた日から起算して五年を経過する日までの間に第三條第二項第二号の規定を適用する場合においては、同号中「一平方メートルに入所定員数を乗じて得た面積」とあるのは、「四十平方メートル」とする。

第十二條 病床転換による介護老人保健施設であつて第四條第五号イの規定に適合しないもの（当該転換に当たつて当該規定に適合させることが困難であつたものに限る。）の構造設備（当該転換に係る部分に限る。）については、同号イ中「一・八メートル」とあるのは、「二・二メートル」と、「二・七メートル」とあるのは、「一・六メートル」とする。

附 則

この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第十四号

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条の二第四項及び第三十条の三第四項の規定に基づき、医療法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十五年二月二十四日

厚生労働大臣 坂口 力

医療法施行規則の一部を改正する省令

医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）の一部を次のように改正する。

附則第四十八条に次の一項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十号）附則第八条に規定する病床転換による介護老人保健施設の入所定員（同条の転換に係る部分に限る。）については、当分の間、第二条の二及び第三十条の三十三第一項第三号中「入所定員数に〇・五を乗じて得た数」とあるのは、「入所定員数」とする。

附 則

この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

老計発第 0303001 号
老振発第 0303001 号
老健発第 0303002 号
平成 15 年 3 月 3 日

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省 老健局計画課長

振興課長

老人保健課長

転換型介護老人保健施設に係る施設及び設備基準の特例について

標記については、平成 15 年 2 月 24 日に介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の一部を改正する省令（平成 15 年厚生労働省令第 13 号）が公布され、平成 15 年 4 月 1 日より施行されることとなった。その趣旨、内容及び留意点は、下記のとおりであるので、御了知のうえ、管内市町村、関係団体、関係機関等に周知を図るとともに、その運用に遺憾のないよう願います。

記

第1 改正の趣旨

医療保険における長期入院の特定療養費化に伴って退院する者の受け皿として、医療資源の有効活用と介護基盤の整備促進を図る観点から、既設の病院の療養病床等の転換により介護老人保健施設を開設する場合に、施設及び設備基準の一部について特例（以下「転換特例」という。）を設けるもの。

第2 改正の概要

1 転換特例の対象

平成14年4月1日時点において現に存在する病院の療養病床又は一般病床を転換して、平成18年3月31日までに開設される介護老人保健施設

2 転換特例の内容

(1) 療養室及び機能訓練室の面積

開設の許可を受けた日から5年間は、病院の療養病床と同等の面積で足りることとし、それ以降については、本則上の面積に関する基準（療養室については一定の特例を規定）が適用されることとした。

(2) 廊下幅

転換に当たって、本則上の廊下幅の基準に適合させることが困難な場合は、病院の療養病床と同等の廊下幅で足りることとした。

第3 関係通知の改正

「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について」（平成12年老企第44号。以下「基準省令」という。）第3の4の(4)の次に以下の(5)を加える。

- (5) 平成14年4月1日時点において医療法上の開設許可を受けている病院の建物内の療養病床又は一般病床（医療法等の一部を改正する法律（平成12年法律第141号）の施行等に伴う病床区分の届出（平成15年8月末まで）を行う前のいわゆる経過旧その他の病床又は経過旧療養型病床群に係る病床を含む。）を転換して、平成15年4月1日から平成18年3月31日までの間に開設される介護老人保健施設（病院併設型の既存の介護老人保健施設の入所定員を増員する場合を含む。）について、療養室等の基準に関する以下の特例を設けることとした。

① 療養室の床面積

療養室の入所者一人当たりの床面積について、開設の許可を受けた日から5年間は、「6.4㎡以上（医療法施行規則の一部を改正する省令（平成13年厚生労働省令第8号）附則第6条の規定（病床転換による療養病床に係る床面積の特例）の適用を受けるものについては、6.0㎡以上）」で足りることとし、それ以降は、介護老人保健施設の基準である「8㎡以上」を適用することとした（基準省令附則第9条及び第10条関係）。ただし、談話室に近接する療養室の場合は、「当該談話室の一人当たり面積と合算して8㎡以上」であれば足りることとした（基準省令附則第8条関係）。

なお、「療養室が談話室に近接して設けられている」とは、談話室と同じ階にあって、療養室の入所者が療養生活上、当該談話室と当該療養室とを一体的に利用できる場合をいう。

② 機能訓練室

開設許可等を受けた日から起算して5年を経過する日までの間においては、「40㎡以上」で足りることとし、それ以降は、本則上の機能訓練室の基準である「1㎡に入所定員数を乗じて得た面積以上」を適用することとした。（基準省令附則第11条関係）。

③ 廊下幅

本則上の廊下幅の基準である「1.8m以上（中廊下は2.7m以上）」に適合させることが困難な部分については、「1.2m以上（中廊下は1.6m以上）」で差し支えないこととした（基準省令附則第12条関係）。ただし、その場合は、車いすやストレッチャーのすれ違いができるよう必要な待避部分を設けなければならないこととする。

第4 開設許可に当たっての留意点等

- 1 転換特例の適用を受ける介護老人保健施設については、施設及び設備基準のうち特例措置以外の部分、人員基準、運営基準は当該特例措置を受けない介護老人保健施設と同様であり、また介護報酬についても同様であること。
- 2 転換特例の適用を受けて介護老人保健施設への転換を行うに当たっては、病棟単位（各医療機関の看護体制の1単位を指す。）で転換するなど、同一病院建物内の一部を転換することも差し支えないこと。ただし、その場合であっても、同一建物内に病院等と介護老人保健施設が共存する場合のこれまでの取扱いと同様、施設の区分を明確にすること（介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について（平成12年老企第44号）第3の3の(8)

）及び同一階に病院と介護老人保健施設が共存するものは原則として認められないこと（同(9)）に留意すること。

3 転換特例の適用を適用して介護老人保健施設を開設しようとする各事業者は、開設許可申請時において、療養室等について開設許可から5年以内に改善するための療養環境改善計画を都道府県知事に提出することとし、また、開設許可から3年目を目途に当該施設の当該計画の進捗状況を都道府県知事に報告することとする。

4 転換特例を設けることにより、平成15年4月1日から平成18年3月31日までの間は、既存の病院の療養病床等から特例措置を受けて転換するものと、特例措置とは関係なく新たに施設を整備するものとの2種類の開設が行われることとなるが、そのいずれについても、都道府県の介護保険事業支援計画の範囲内で行われることが必要である。

また、新たに施設を整備して開設するものに係る各都道府県（指定都市及び中核市を含む。）の事務としては、年度の第1・四半期頃に事前協議を受け付けた後、所要の手続を経て、第3・四半期から第4・四半期に国庫補助協議対象施設を決定するといった流れが一般的であると考えられるが、既存の病院の療養病床等から特例措置を受けて転換するものの開設に係る事務についても、こうした事務の流れの中に適切に位置づける必要がある。

以上のことから、今回の特例措置を利用して介護老人保健施設を開設しようとする事業者には、開設許可申請に先立って、できるだけ早い時期に事前の相談を行うことなどが求められる。こうしたことについて、関係者に十分な周知を図ること。